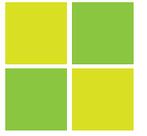


2015/1  
vol.92



# KanH●Kyo

会報

CONTENTS

- ・年頭挨拶 ..... 会 長 小川 満 1
- ・年頭挨拶 ..... 千葉県知事 森田健作 2
- ・随 想 ..... 副会長 上田泰之 3
- ・協議会活動 ..... 各種実施事業等(化学物質リスコミ等) 4
- ・行政ニュース ..... 「ちばエネルギーエコ宣言事業所登録制度」 7
- ..... 「平成25年度大気環境の状況について」 9
- ..... 「改正水質汚濁防止法」について 11
- ・地域部会 ..... 「海匠山武・印旛香取合同、市原、君津」 13
- ・会員紹介 ..... 東洋スチレン(株)君津工場 14
- ・新技術動向 ..... ミヤマ(株) 15
- ・環境イベント ..... エコメッセ 2014、環境シンポジウム千葉 16





## あいさつ



### 会長 小川 満

JFE スチール(株)常務執行役員  
東日本製鉄所千葉地区副所長

明けましておめでとうございます。

お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年は、会員各社の皆様のご協力、並びに県・市ご当局の適切なご指導、ご支援を賜り、当協議会の事業活動を滞りなく円滑に遂行する事ができました。心より厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、昨年は、青色発光ダイオード（LED）を開発された赤崎勇、天野浩、中村修二 3氏のノーベル物理学賞受賞や群馬県富岡製糸場の世界遺産登録など明るいニュースがあった一方、8月に記録した日本各地での集中豪雨や9月の御嶽山噴火など、自然の脅威を実感した1年でもありました。

今日の環境問題は、廃棄物処理、水・大気・土壌汚染等の生活環境保全、地球温暖化、PM2.5など、地域はもとより国の境界をも越え、自然にも影響を及ぼす地球規模の課題となっています。「企業の環境に対する取り組み」に対する県民の皆様の関心も、年々高まっていると感じています。このような状況の中でも、産業の集積地である千葉県で企業活動を続ける為に、「環境の保全」はもちろんのこと、「再生可能エネルギーの導入および省エネルギーの推進」「良好な環境の創造に向けての資源循環型社会の構築」など県の重要な環境政策に関しても、会員各社の皆様のご意見も賜りながら、一步一步取り組んで行かなくてはなりません。

当協議会では本年も、県内の製造業を中心とする工場・事業場に対して、行政法令動向の情報提供や、環境法令の改正に対応した研修会、各地域部会活動を通じての会員同士の情報交換や見学会等の事業を定期的実施し、会員各社の皆様の環境保全活動をしっかりサポートしていきたいと思っております。

結びに、本年の会員各社の皆様のご活躍とご発展をお祈り申し上げますとともに、当協議会に対する一層のご支援、ご協力をお願いしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



## あいさつ



千葉県知事 森田 健作

明けましておめでとうございます。

一般社団法人千葉県環境保全協議会の皆様には、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年開催した「ちばアクアラインマラソン 2014」には、県内外から1万7千人のランナーが参加され、沿道などでは35万人もの方々に応援していただき、本県の魅力とおもてなしの心を前回以上に全国へ発信することができました。皆様の御協力にあらためて御礼申し上げます。

新年を迎え、東京オリンピック・パラリンピックの開催まであと5年となりました。開催の効果を本県の発展につなげるため、本年は、昨年設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議」のもと、「オール千葉」の体制で観光地の魅力アップや外国人観光客受入体制の強化、キャンプ受入体制の整備などの取り組みを加速させてまいります。

さて、現在、県では、平成25年10月に策定した総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」に基づき、県民の皆様の「暮らし満足度日本一」の実現に取り組んでいます。環境行政の観点からは、「豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会」を目指し、「みんなで守り育てる環境づくり」として、身近な地域から地球規模に至るまで様々な環境問題に対する施策を積極的に展開しています。

また、平成20年3月に策定した本県の環境政策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」については、社会・経済状況の変化を踏まえ、現在、見直し作業を進めているところです。見直しにあたっては、東日本大震災の発生に起因する放射性物質による環境汚染への対応や再生可能エネルギー等の導入促進、PM2.5への対応、鋼板等で囲まれた自動車部品の保管施設（ヤード）の適正化など、皆様の意見を踏まえながら新たな環境面の課題を盛り込み、今年3月を目途に改訂を行う予定です。

本年も、皆様と共に、次世代を担う子どもたちが「千葉で生まれて、住んで、働いて良かった」と誇りに思えるような魅力あふれる「日本一の光り輝く千葉県」を築いていけるよう、全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

結びに、一般社団法人千葉県環境保全協議会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝、御活躍をお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。

## 随 想

## 家庭内リサイクルについて

副会長 上田 泰之  
旭硝子(株)千葉工場長



2014年11月2日に国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が、地球温暖化に関する研究成果を公表しました。

それによると、18～19世紀後の気温上昇を「2度未満」に抑えるには、二酸化炭素の累計排出量を2兆9千億トンに留める必要があるそうです。

しかし、既に排出された二酸化炭素は約1兆9千億トンあり、余地は約1兆トンとなります。2013年の排出量が360億トンと言われており、このペースが続けば、30年足らずで上限に達成してしまう計算です。

数値があまりにも大きすぎて、個人ではどうしようもなく感じますが、子供達が安心して暮らしていけるように個々人でもやれる事はするべきだと思っています。

そこで我が家では環境に対してどのような事を行っているか聞いてみました。

やっている事

- 古紙・空き缶・空き瓶・ペットボトル・トレイ・牛乳パックの回収（通常のリサイクル）
  - 学校で配られたプリントが不要になったら、その裏紙を使う（学校で指導された訳ではないそうです）
  - 人が居る部屋しか電気をつけない（震災以降、特に実施している）
  - 便座のふたを閉める（ヒーター使用時に効果あると信じています）
  - お湯やご飯の保温機能は使わず、必要量を都度温める（多少時間はかかりますが）
  - 冬は湯たんぽ、夏はすだれを使用する（昔の知恵）
  - パソコンは、40分以内に使用しなければ電源を切る（NHKで紹介されたものを、さっそくやっているようです）
  - 冷蔵庫内にビニール・カーテンをつける（ホームセンターで見つけたもの。効果は？）
  - スーパーには買物バックを持参してレジ袋を貰わない（店によってはレジ袋も有料です）
  - フローリングの上にアルミ・シート+厚めのラグを使用する（今年の冬から試しています）
- という事をやっているようですが、時々うっかり忘れてたり、つい少量だからと思ってしまい、出来ていない事もあるそうです。こういう活動は、完全に出来なくても、多くの人に参加することが効果が出ると思います。

各個人の出すリサイクル出来る物の量が同じだと仮定すると、

- 10%の人が100%リサイクルすると、10%の回収率
- 50%の人が80%リサイクルすると、40%の回収率
- 90%の人が60%リサイクルすると、54%の回収率となります。

リサイクルについては、学校や職場で教えるものではなく、まず家庭での話合・教育（躰みみたいなものでしょうか？）が重要だと思います。

私を含めて私の家族が完全に出来ている訳ではありませんが、事ある毎に話しをして少しずつでも改善していけば、子供や孫の時代にはより良くなっていると期待します。



## 協議会活動①

## 廃棄物関係管理者研修（適正処理研修）

9月18日（木） 於；千葉県自治会館

「汚物処理法」に始まる法の制定から最近の廃棄物処理法の改正までの変遷、排出事業者の処理責任とそれを担保するためのチェックシート等、排出事業者の視点からのあるべき姿が丁寧に解説されました。また後半では、アマタ(株)環境戦略支援グループの岡田健一氏から、潜在的な廃棄物リスク事例等をとおして、排出事業者が身を守るための実践的なリスク対策について解説がありました。



## 研修内容

- ・廃棄物政策の変遷及び廃棄物行政の現状と課題について  
千葉県廃棄物指導課  
指導企画班副主査 上田 将嗣 氏
- ・県内廃棄物の排出及び処分状況とPCB廃棄物の処理計画について  
千葉県廃棄物指導課  
指導企画班主事 笹本 伶 氏
- ・廃棄物リスク事例を通して学ぶ実践的なリスク対策の実務  
アマタ(株)環境戦略支援グループ  
岡田 健一 氏



## 公害防止管理者研修（水質関係）

10月20日（月） 於；プラザ菜の花

千葉県当局より、地下水汚染の未然防止を目的とした法改正の概要と猶予期間の期限等について説明を受け、これを受けて、国際環境ソリューション(株)の坂本大先生より、実際の構造基準や点検基準、具体的な対応への考え方等について解説を受けました。



## 研修内容

- ・「水質汚濁法の一部改正について」  
千葉県水質保全課水質指導・規制班  
技師 星野 武司 氏
- ・平成25年度県内公共用水域及び地下水の水質測定結果について  
千葉県水質保全課水質監視班  
班長 針谷 謙一 氏
- ・改質水質汚濁防止法への対応と実際  
国際環境ソリューションズ(株)  
営業部長 坂本 大 氏



## 協議会活動②

# 公害防止管理者研修（化学物質関係） ～リスクコミュニケーションの研修～

11月21日（金） 於；千葉県自治会館

講師として、（独）製品評価技術基盤機構\_化学物質管理センターから竹田宜人先生と光崎純先生、またアシスタントとして化学物質アドバイザーの寺沢弘子先生のご指導をいただきながら、リスクコミュニケーションについて研修しました。



最初は、「リスクコミュニケーションとは何か？」その概要の講義から入ります。

市民は、化学物質を取り扱う工場に対して日頃どうしているのだろう、どういふ不安を感じているのだろう。参加者 32 名が 5 班に分かれ一人 20 問ずつ考えます。



熱心に研修する参加者

KJ法にて、各班 20 の質問にまとめ、これを大きく模造紙に書き込みます。これを班ごとに交換し、他班の質問に対しわかりやすく回答することでコミュニケーションの上手な受け答え方を学びます。



最後に各班を市民役及び事業者役に分けて、模擬のリスクコミュニケーションを実演しました。

誰もが市民役と事業者役の両方を体験し、質問者役と回答者役を演じました。



模擬のコミュニケーションを通じてファシリテーターの重要性も学びました



中央が（独）製品評価技術基盤機構\_化学物質管理センターの竹田宜人先生



## 協議会活動③

## EMS(環境マネジメントシステム) 内部環境監査員養成セミナー

11月27日(木)～28日(金) 於;千葉市蘇我勤労市民プラザ

毎年開催している内部環境監査員養成セミナー。

今年も(株)品質保証総合研究所(JQAI)から牧野弘史先生をお迎えして、要求事項の解説、VTRによる環境監査の事例研究、監査の仕方、環境監査のロールプレイ、是正報告書の作成等を学びました。

今年も29の方が新たに内部環境監査員として認定されました。



(株)JQAI 牧野弘史先生



## 廃棄物関係管理者研修(施設見学会)

12月17日(水) 見学先;住友化学(株)千葉工場及び杉田建材(株)市原サーマルセンター

住友化学(株)千葉工場では、始めに同工場で発生する廃棄物の3Rへの取組について説明を受け、そのあと構内の廃棄物焼却炉を見学しました。

杉田建材(株)では、「低濃度PCB廃棄物の無害化処理装置」について説明を受け、その後実際の無害化処理装置を見学しました。



住友化学(株)千葉工場の3Rへの取組



低濃度PCBの無害化処理をはじめとする、杉田建材(株)の事業の許可証群



杉田建材(株)では強風の為車内からの見学となりました。

行政ニュース①

ちばエネルギーエコ宣言事業所登録制度について

～ 第2回募集を開始～

千葉県環境生活部環境政策課

1. はじめに

この制度は、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に積極的な千葉県内の事業所を「ちばエネルギーエコ宣言事業所」として登録し、その取組を広く紹介することを通じて、エネルギーの分散確保や二酸化炭素排出量の削減に寄与することを目的として創設しました。

平成25年度に第1回募集を行い、製造業や建設業、サービス業など62事業所を登録させていただきました（平成26年11月末現在59事業所）。

昨年12月から、事業者の皆様がより実施しやすい省エネの取組を追加するなど見直しを行い、第2回募集を開始しています。

募集期間：平成26年12月1日～平成27年3月31日

2. 制度の概要

(1) 対象

千葉県内に本社や支店などの事業所がある事業者

(2) 登録のメリット

事業所の省エネの取組等をPRすることができます。

- ・ロゴマーク入りの登録証を交付します。
- ・名刺や刊行物にロゴマークを使用できます。
- ・千葉県ホームページで事業所の取組内容を紹介し、事業者のホームページへリンクを設定します。



(3) 登録手続き

所定の「登録申請書」及び「取組計画書」（千葉県ホームページからダウンロード）に、必要事項を記載の上、千葉県環境生活部環境政策課へ提出してください。（郵送又は持参）

(4) 登録基準

「取組計画書」記載の取組項目（次ページ参照）のうち、「取組済」の項目数が、次の場合に登録することができます。

(1) 運用により実施可能な項目  
→6項目以上

かつ

(2) 投資により実施可能な項目  
→4項目以上

※(1)の「取組済」が4項目以上かつ(2)の「取組済」が2項目以上の場合、「取組予定」2項目を「取組済」1項目分とすることができます。

(5) 登録有効期間

登録日から平成28年3月31日まで

ちばエネルギーエコ宣言登録事業所（登録順）

(株)千葉銀行本店、酒のおおみや・サラダ館 野田花井店、千葉印刷工業(株)、(有)WITS、ITTO個別指導学院 [柏豊四季校、流山中央校、柏中央校、柏の葉キャンパス校、柏松葉校、船橋行田校、船橋宮本校、船橋前原校、松戸みのり台校、西白井校、白井駅前校、千葉ニュータウン校、千葉緑鎌取校、四街道わらび校、千葉みつわ台校、千葉稲毛駅前校、成田駅前校]、グループホーム光、双葉電子工業(株) [本社、長生工場、長南工場]、(株)戸倉商店、アクティーフジ、(株)鈴木組、SMBコンシューマーファイナンス(株)千葉お客様サービスプラザ、(株)陽光社、SunSunハウス、ティー・エム・ターミナル(株)市原事業所、日本電気(株)我孫子事業場、割烹旅館 角松本店、(株)協栄千葉支店、白井市民プール、公営事業(株)千葉支店、カットスタジオアクト、君塚工業、関東天然瓦斯開発(株)茂原鉱業所、アルケア(株)千葉工場、カフェギャラリーえどもんず、スクールIE宮野木校、富士通(株)千葉支社、千葉石油(株) [本社、セルフ茂原給油所、セルフ茂原南給油所]、(株)東洋ハウジング本社、(株)太陽堂印刷所 [本社・営業本部、第一工場]、興真乳業(株)、住まいプロ ホームウェル 樹・空間工房 青木建設(株)、住まいプロ ホームウェル 富里 (有)森井建設、(有)トータルホームプランナー ホームウェル 市川大野、(株)富士通パブリックソリューションズ、(有)飯田産業、新日鐵住金(株)君津製鐵所  
※平成26年11月末現在（公開を希望しない事業所を除く）



### ちばエネルギーエコ宣言事業所「取組計画書」記載の取組項目

#### (1) 運用により実施可能な項目

- ①専門機関による省エネルギー診断等を受診している。
- ②照明器具や空調機器の定期的な清掃を実施している。
- ③業務に支障のない範囲での部分的な消灯や間引きを実施している。
- ④業務に支障のない範囲で消灯時間帯を設定している。
- ⑤使用しない時間帯における事務用機器等の電源の遮断やスタンバイモードの設定をしている。
- ⑥エネルギー使用量を管理している。
- ⑦室温の適正管理（夏28℃、冬20℃を目安）に取り組んでいる。
- ⑧クールビズやウォームビズを実施している。
- ⑨省エネや節電の担当者を決め、従業員への啓発に取り組んでいる。
- ⑩従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法を情報提供している。
- ⑪エコドライブを実践している。
- ⑫従業員にエコ通勤を推進している。（自転車、公共交通機関の利用）
- ⑬両面コピー、使用済みの裏紙使用による紙の使用量の削減を実施している。
- ⑭ノー残業デーの設定やサマータイムの導入などワークスタイルの見直しに取り組んでいる。
- ⑮3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組んでいる。
- ⑯社会貢献活動として、森林の整備や保全活動に参加・協力している。

#### (2) 投資により実施可能な項目

- ①事業所内にLED照明等の省エネ型照明を設置している。
- ②デマンド監視装置を設置し、エネルギー使用量を可視化している。
- ③再生可能エネルギー設備を設置している。
- ④コージェネレーション設備を設置している。
- ⑤ハイブリッドカー・電気自動車等を導入している。
- ⑥自家発電設備・蓄電池を設置している。
- ⑦二重窓・複層ガラス・遮熱フィルム・緑のカーテンを設置している。
- ⑧節水機器の設置により上下水道使用量を削減している。
- ⑨給湯設備や空調設備の配管を断熱化している。
- ⑩高効率空調設備を導入している。
- ⑪人感センサー付きの照明機器を導入している。
- ⑫断熱材の使用や高反射性塗装などにより屋根面、壁面等の断熱化・遮熱化を図っている。
- ⑬敷地や建物（屋上、壁面等）の植栽・緑化をしている。
- ⑭エコマークや省エネラベルなど環境ラベルの表示がある商品を優先的に購入している。

#### <参考>

- ちばエネルギーエコ宣言事業所登録制度（千葉県環境政策課ホームページ）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/chikyuuankyou/jigyosyo/index.html>

#### 【お問い合わせ先】

千葉県環境生活部環境政策課 温暖化対策推進班 ☎043-223-4139

## 行政ニュース②

# 平成25年度大気環境の状況について

千葉県環境生活部大気保全課

### 1. はじめに

全国の都道府県等では、大気環境の保全、住民の健康の保護などを目的に大気汚染防止法第22条に基づいて、大気環境の状況を常時監視しています。千葉県では、県が39局、政令市等が94局の常時監視測定局を設置し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質等の常時監視（365日24時間測定）を行っています（図1参照）。また、ベンゼン、トリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質については、県が7地点、政令市等が27地点で月1回24時間の測定を行い、その状況を監視しています（図2参照）。測定結果を踏まえ、県では環境基準の達成・維持を図るため、種々の対策を引き続き進めてまいります。



図1 大気汚染常時監視測定局位置図



図2 有害大気汚染物質測定地点図

### 2. 平成25年度測定結果

#### (1) 大気汚染物質

各物質の年平均値および環境基準達成状況を表1に、年平均値の推移を図3に、オキシダント注意報発令回数推移を図4に示しました。

ア 二酸化いおう (SO<sub>2</sub>): 環境基準達成率は、昭和54年度以来100%を維持しており、年平均値は概ね低下傾向にあります。

イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>): 環境基準達成率は、一般局は100%を維持しており、自排局においても平成23年度から達成率が100%となりました。また、県が独自に設定した環境目標値の達成率は、一般局が91.4%、自排局が33.3%でした。年平均値は、一般局、自排局ともに低下傾向にあります。

表1 平成25年度 年平均値および環境基準達成状況

区分	項目	二酸化いおう	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
一般局	年平均値	0.002(ppm)	0.011(ppm)	0.3(ppm)	0.032(ppm)	0.021(mg/m <sup>3</sup> )	14.6(μg/m <sup>3</sup> )
	達成率(%)	100	100	91.4*	100	0.0	85.4
	達成局数	73	105	96*	4	0	88
	測定局数	73	105	105	4	95	103
自排局	年平均値	0.004(ppm)	0.021(ppm)	0.4(ppm)	—	0.024(mg/m <sup>3</sup> )	15.1(μg/m <sup>3</sup> )
	達成率(%)	100	100	33.3*	100	—	73.1
	達成局数	2	27	9*	21	—	19
	測定局数	2	27	27	21	—	26

\*: 県環境目標値



ウ 一酸化炭素 (CO)：環境基準達成率は、昭和 48 年度以来 100%を維持しており、年平均値は低下傾向にあります。

エ 光化学オキシダント (Ox)：環境基準は、全局で未達成でした。年平均値は、概ね横ばいの状況にあります。また、注意報発令日数は 14 日で、昨年度より増加しました。

オ 浮遊粒子状物質 (SPM)：浮遊粒子状物質は、平成 24 年度は全局で環境基準を達成しましたが、25 年度は一般局で 85.4%、自排局で 73.1%の達成率となりました。年平均値は、一般局、自排局とも低下傾向にあります。

カ 微小粒子状物質 (PM2.5)：環境基準達成率は、平成 24 年度は一般局 40.0%、自排局 25.0%でしたが、平成 25 年度は一般局で 6.9%、自排局では環境基準未達成となりました。達成率低下は夏季に日平均値35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した局が多かったことによります。

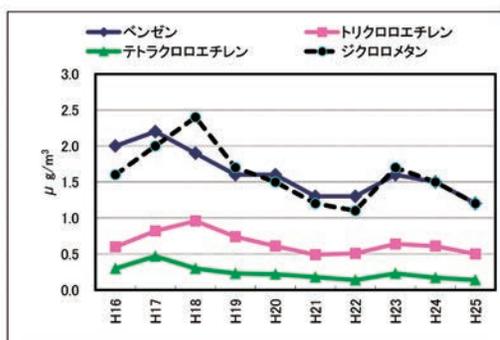


図3 大気汚染物質年平均値の推移

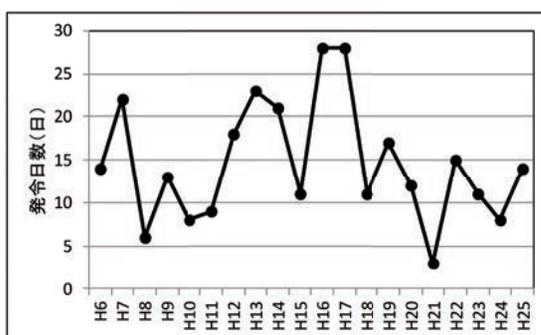


図4 オキシダント注意報発令回数の推移

## (2) 有害大気汚染物質

環境基準が設定されている物質の平均値および環境基準達成状況を表2に、年平均の推移を図5に示しました。

ア 環境基準が設定されている物質：4物質すべてで環境基準を達成しました。年平均値は平成16年以後、多少の変動はありますが、概ね低下の傾向にあります。

イ 指針値が設定されている物質：8物質すべてで、指針値を下回りました。

ウ 環境基準又は指針値が設定されていない物質9物質についても調査を行っていますが、環境省がとりまとめた全国の調査結果と比較して、特に高い濃度は見られませんでした。

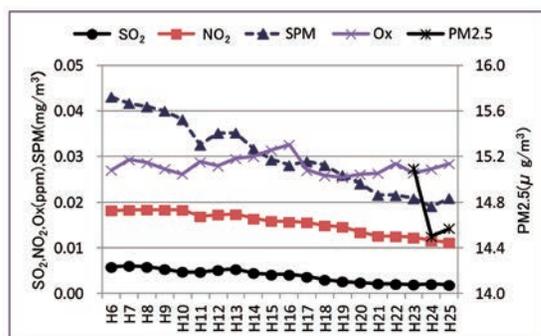


図5 有害大気汚染物質年平均値の推移

表2 有害大気汚染物質（環境基準が設定されている物質）調査結果

	物質名	単位	平均値	超過地点数／地点	環境基準・指針値
環境基準が設定されている物質	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	0/34	3
	トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.50	0/27	200
	テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.14	0/27	200
	ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	0/27	150
指針値が設定されている物質	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.22	0/21	2
	塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.063	0/21	10
	水銀及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.7	0/13	40
	ニッケル化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	4.5	0/15	25
	クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.40	0/21	18
	1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.23	0/21	1.6
	1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	0/26	2.5
	ヒ素及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.66	0/17	6

## 行政ニュース③

## 改正水質汚濁防止法について

～既存施設の構造基準適用の猶予期限が近付いています～

千葉県環境生活部水質保全課

### 1 はじめに

平成元年の水質汚濁防止法の改正により、事業者に対する有害物質の地下浸透禁止に関する規定が整備されましたが、その後も工場又は事業場からの有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が、確認されています。

効果的な地下水汚染の未然防止を図るため、平成23年6月に水質汚濁防止法の一部を改正する法律が公布され、平成24年6月1日から全面施行されました。

その際に、既存施設については、施行後3年間の適用猶予期間が設定されましたが、**平成27年5月31日をもって猶予期間は終了し**、それ以降は罰則等が適用されます。

### 2 改正水質汚濁防止法の概要

(1) 有害物質を貯蔵する施設の設置者等についての届出規定の創設

有害物質使用特定施設等(※)の設置者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等について届出が義務付けられました。

(※) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設

(2) 基準遵守義務の創設

有害物質使用特定施設等の設置者は、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととされました。

(3) 基準遵守義務違反時の改善命令の創設

① 計画変更命令等

都道府県知事は、届出があった場合、当該施設が基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更または廃止を命ずることができることとされました。

② 改善命令

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の設置者が、構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができることとされました。

(4) 定期点検義務の創設

有害物質使用特定施設等の設置者に対し、定期的にその施設の構造等を点検し、その点検結果の記録に加え、その記録の保存が義務付けられました。

### 3 設備に関する構造等の基準について

有害物質使用特定施設等の設置者は、(ア)施設の床面及び周囲、(イ)施設に付帯する配管等、(ウ)施設に付帯する排水溝等、(エ)地下貯蔵施設構造について設備に関する基準(構造等に関する基準)を満たす必要があります。

表1のとおり、施行以降に新設する施設についてはA基準に、既存の施設については、猶予期間終了後の平成27年6月以降、A基準またはB基準を満たす必要があります。

それぞれの基準の詳細は、次ページに記載した<参考資料>を御参照ください。

### 4 使用の方法について

有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に関して、表2①から③を満足する方法で行



うと同時に、管理要領を明確に定める必要があります。

## 5 定期点検について

施設の構造等の基準により定められた頻度と内容で定期点検を行う必要があります。

内容は目視が基本ですが、不可能な場合は漏えい検知装置や同等以上の措置等が求められます。

使用の方法についても年に一回以上、管理要領からの逸脱がないこと及び、作業に伴い飛散・流出・地下浸透がないことについて点検する必要があります。

定期点検の結果については、表3に示した内容を点検票に記録し、3年間保存することが義務付けられています。

## 6 罰則について

改正水濁法による事業者の義務について、罰則は届出に関するもののほかに①施設及び使用の方法の遵守違反、②点検結果を記録しない・虚偽の記録をする・保存しない場合に適用されます。

### ①設備及び使用の方法に関する基準の遵守違反

行政から改善命令や一時停止命令を発出しますが、それに従わない場合に、罰則が適用されます。

行為者及び法人に対し1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

②点検結果を記録しない・虚偽の記録をする・保存しない行為者及び法人に対し30万円以下の罰金が科せられます。

表1 施設の設置時期と基準の関係

	施行後3年間 (H27.5末まで)	施行後3年以降 (H27.6以降)
新設の施設 (改正法施行以降の設置)	A基準のみが適用	
既設の施設 (施行の時点で既に設置している、または、設置工事がなされている)	C基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、A基準及びB基準が適用可能	B基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、A基準が適用可能

A基準：法施行後に新たに設置される施設を対象とした基準。

B基準：法施行時点で設置されている施設を対象とした基準。実施可能性にも配慮した基準であり、点検頻度を高める等、定期点検の内容をA基準よりも充実した内容とすることを基本としています。

C基準：既設の施設について、施行後3年間で適用できる措置。定期点検のみとなっており、点検内容について、A・B基準よりも充実した内容となっています。

表2 使用の方法

<p>①有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと</p> <p>②有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと</p> <p>③有害物質を含む水が漏えい時には、直ちに漏えい防止措置を講じるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用する、または生活環境保全上支障のないように適切に処理すること</p> <p>※①から③までの方法と使用方法に関する点検方法及び回数を定めた管理要領を明確に定める必要があります。</p>
---

表3 点検結果の記録事項

<p>①点検を行った有害物質使用特定施設等</p> <p>②点検年月日</p> <p>③点検の方法及び結果</p> <p>④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名</p> <p>⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、当該措置の内容</p>
---

<参考資料>

- 地下水汚染の未然防止のための構造と点検管理に関するマニュアル（環境省水・大気環境局土壌環境課）
- 水質汚濁防止法のとびき（千葉県環境生活部水質保全課）

【問合せ先】千葉県環境生活部水質保全課水質指導・規制班 ☎043-223-3871

## 地域部会活動

### 【第2回海匠山武及び印旛香取部会】(合同)

11月14日(金)

1. 講演会(海匠山武部会のみ)  
千葉県海匠振興事務所の佐藤茂紀副主幹より、「海匠振興事務所の環境保全事業実施状況」についてご講演
2. ヤマサ醤油(株)の見学と環境保全活動報告
3. 情報交換



ヤマサ醤油(株)工場前で

### 【第2回\_市原部会】(見学研修)

11月27日(木)

1. 三友プラントサービス(株)千葉工場の廃棄物処理施設の見学
2. 日本電気(株)我孫子事業場にて生物多様性関連で、事業場での外来魚の駆除等を見学



三友プラントサービス(株)千葉工場



日本電気(株)我孫子事業場

### 【第2回君津部会】(見学研修)

12月5日(金)

1. 清水建設(株)の自社ビル  
最先端技術による超環境オフィスの見学
2. 国立科学博物館  
日本館にて、日本列島の自然の生い立ち、生き物たちの進化、人類の歴史等を学習。  
地球館では、多様な生き物の誕生と絶滅、進化、人類の知恵の歴史等を学びました。  
その他にも、

- 【第1回千葉部会】(9月19日)
- 【第2回松戸部会】(11月19日)
- 【第2回習志野・八千代部会】(12月5日)  
が活発に開催されました。



清水建設(株)自社ビル前で

また、【第2回船橋部会】が1月29日、【第2回千葉部会】が2月10日、【第3回君津部会】が3月4日、【第2回市川部会】が3月6日、【第2回長生・夷隅・安房部会】が2月25日に予定されています。



## 会員紹介



### 事業概要

東洋スチレン株式会社は、電気化学工業株式会社、新日鉄住金化学株式会社ならび株式会社ダイセルのポリスチレン事業統合会社として、1999年4月に設立されました。

生産拠点は、千葉県に君津工場、五井工場及び兵庫県に広畑工場の3拠点あり、合計生産能力33万t/年と国内1位のポリスチレン樹脂の生産能力を有しています。

製品にはGP樹脂、HI樹脂及び難燃樹脂があり、それぞれの設備の特色を生かした生産活動を行っています。

君津工場は、京葉臨海南部地区に位置し、1988年に操業を開始しました。

その後、設備の増設を行い、現在では生産能力13.8万t/年を持つ、東洋スチレン(株)の主力工場になっています。



上：事業所拠点 下：東洋スチレン(株)君津工場

### 製品の特長

ポリスチレン樹脂は、熱に安定で流動性が良く、成形収縮率が小さいことから成形加工が容易である特長を持っています。

そのことから、家電筐体等の電気工業用、乳酸菌飲料容器や弁当蓋等の包装用、食品トレーや建材ボード等の発泡用及び玩具等の雑貨用とさまざまな用途で幅広く使用されています。



ポリスチレン樹脂

### 環境保全への取り組み

東洋スチレン株式会社は、環境保全を経営方針の根幹に据え、社会への貢献と社会からの信頼に努めており、当工場は、2000年にISO14001認証を取得し、環境システムを構築・推進しています。

これからも、継続的に環境負荷低減に努め、環境に優しい工場として信頼される様に努力して行きます。

## 新技術動向



総合環境企業

# ミヤマ株式会社

### 概要

当社は1974年の創業以来、「未来を創る環境技術」をテーマに研究開発を続け、多岐にわたる事業分野で環境サービスをご提供してきました。近年では、エネルギー問題を最も重要な環境課題の一つと捉え、新技術の開発に向け研究に取り組んでいます。

そして今回完成したのが、廃棄物を化学処理する際に発生する反応熱に着目し、発電を行う IONIC POWER GENERATION（以下、IPGという）です。本技術は廃棄物から有用資源を回収するだけでなくエネルギーの面からも資源化することを実現し、さらにCO<sub>2</sub>の排出など二次的環境負荷もない新しい発電技術です。また、IPGの発電原料となる廃酸、廃アルカリは年間に約460万t排出されており、産業活動が継続するかぎり枯渇のない、持続可能な発電方式です。

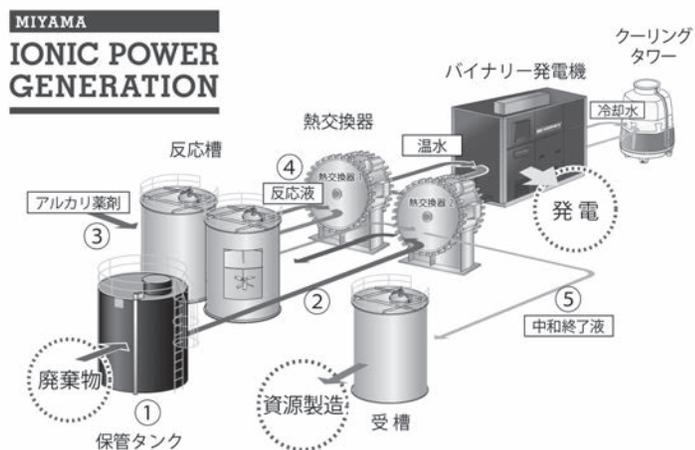
今回の発電ラインで対象とする廃液は、半導体やガラス製造等の過程から排出される硝酸系廃液を中心としています。40%濃度の廃液を20m<sup>3</sup>処理した場合、工業用薬剤の精製とともに、最大200kwh/日の発電が可能です。



### 技術紹介

反応槽内で薬剤を添加した廃液は化学反応により温度上昇をはじめます。反応液が一定温度を超えたところで熱交換器へと移送し、発電機側に熱を受け渡します。この際、発電機側が要求する温度域を持続するよう反応を制御することで、発電効率を最大限に維持します。化学処理が終了し、発電可能温度を下回るまでこの工程を連続して行います。処理完了液が資源化工程へと送られる際、別の熱交換器を通り、次に処理する廃液へと残りの熱を受け渡します。

IPGは廃棄物を化学処理する際の反応をコントロールすることで、発生する熱を発電可能な温度域へと昇温させ、これまで不可能だった廃棄物化学処理からの発電を可能にしました。





## その他

### 環境イベントへの参加

#### エコメッセ 2014 in ちば

【開催日： 9月23日（祝・火）】

持続可能な社会や暮らしについて共に考え行動する輪を広げるために、1996年から毎年開催されています。

日頃行っている環境保全活動、環境教育への取組、環境に配慮した商品・物産等が紹介されています。

今年は参加者も多く、主催者の公式発表では出展団体数が113団体、また来場者も12,000人にのぼったということでした。

（一社）千葉県環境保全協議会もブース出展し、当協議会の環境保全に関する活動状況をアピールしました。



当日スタッフ



場内の様子

#### 第12回ふなばし三番瀬クリーンアップ

【開催日： 10月26日（日）】

三番瀬に対する関心と理解を深め、三番瀬の保全を図ることを目的として、多くの市民・企業・団体及び船橋市が参加しています。

（一社）千葉県環境保全協議会からも船橋部会が参加して活躍をしています。



開会式の様子



三番瀬の清掃作業の様子

#### 環境シンポジウム 2014 千葉会議

【開催日： 11月16日（日）】

市民・学生・行政・企業のパートナーシップで、それぞれの立場から環境問題に取り組むことを目的としています。20周年を迎えた今年は、「10年先の環境は何色？～千葉からのメッセージ」をテーマに開催されました。

（一社）千葉県環境保全協議会も実行委員として参画しているほか、ポスターセッションにも参加しました。



千葉県環境政策課山崎経貴課長の開催挨拶



シンポジウムにおける市民からの質問の様子



当協議会の活動について熱心に耳を傾ける高校生

地球は、きっと昔に戻りたい。  
でも人類は、もう昔に戻りたくない。

地球と人類。お互いの望みを同時に叶えるには、どうすればいいのか。

この実に難しい課題の解決方法を、今人類は求められています。

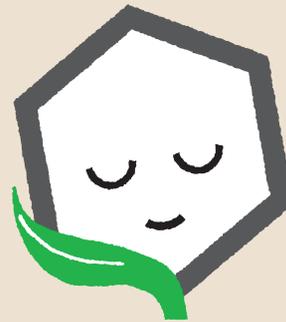
そして、さまざまな産業の礎になっている化学分野が果たす役割は、  
とても大きいのではないかと感じています。

安全、安心、快適。人類の幸福につながるそうした目標と、  
環境への負荷を抑えるという目標。

どちらも犠牲にすることなく、化学のチカラで実現するために。

英知を結集して、人類の課題に答が出せるように。

AGC化学品カンパニーは、10年後を見つめて新たな挑戦へ。



**Chemistry  
for a Blue Planet**  
AGC Chemicals

私たちは化学の力を通じて、安全、安心、快適で、環境に優しい世の中を創造します。

**AGC**

AGC化学品カンパニー 旭硝子株式会社 <http://www.agc.com/index2.html>

**AGC Chemicals**  
Chemistry for a Blue Planet



**JFE**

**挑戦・柔軟・誠実**  
**JFE スチール**

JFEスチールは、常に世界最高の技術をもって  
社会に貢献します。



「地球の平和」アリスタ スサント 8歳 インドネシア © 子供地球基金2011

# 未来を担う子どもたちのために。

住友化学は、未来を担う世界中の子どもたちが  
笑顔で暮らせる社会や地球環境を実現するために、  
化学の持つ無限の可能性にチャレンジしつづけます。

豊かな明日を支える創造的ハイブリッド・ケミストリー

## 住友化学

## ■ 編集後記 ■

新年明けましておめでとうございます。

昨年1年は、ゲリラ豪雨や相次ぐ大型台風の上陸、御嶽山の噴火、長野県北部地震等、自然による災害が、全国各地でみられました。

自然の猛威においては、人間の力は、いかに無力であるかとも感じましたが、自然災害を最小限に抑えられるのも、また人間の知恵のようにも思います。

東日本大震災以来、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーへの転換が叫ばれていますが、まだまだクリアすべき課題は多いようです。

しかしながら、ひとりひとりが自然環境を意識し、より環境負荷の少ない生活を選択していくことが大切ではないでしょうか。

また、12月14日に衆議院選挙が行われましたが、エネルギー政策については、主要な争点にはならなかったように感じます。環境問題を議論する上では切り離せない事項でありますので、これからも注視していく必要があるかと考えます。

さて、千葉県環境保全協議会では、環境関連に関する法改正の情報発信や、セミナーを開催して、会員皆様への環境対応のお手伝いをさせていただいております。引き続き、みなさまからの当協会へのご支援、ご協力をお願いするとともに、ご意見、ご要望をお聞かせいただければ幸いです。

日触テクノファインケミカル株式会社  
鈴木 基泰

### 会 報 第 9 2 号

発行年月 平成27年1月  
発行者 一般社団法人 千葉県環境保全協議会  
会長 小川 満  
千葉県中央区長洲1-15-7 森林会館内  
電話 043(224)5827  
印刷 株式会社 アイポップ  
千葉県長生郡睦沢町上市場1831  
電話 0475(40)3700

### 編集委員

J F E スチール(株)、住友化学(株)  
旭硝子(株)、日触テクノファインケミカル(株)

表紙写真：

タイトル 「希望の陽光」  
アクアライン・海ほたるより  
日本燐酸(株)OB  
小菅 信博 氏 提供

## 事務局からのお知らせ

### 会報表紙写真の募集をします (随時)

会報“kanhokyo”は、表紙写真を会員のみなさまから募集致します。

2回発行の夏号(8月)と新春号(1月)の表紙写真としてふさわしい作品を編集委員会にて選考させていただきます。

掲載にあたっては、薄謝を贈呈致しますのでふるってのご応募をお待ちします。